

# 公共事業の事業評価書

(林野公共事業の完了後の評価)

平成 3 1 年 3 月

## 1 政策評価の対象とした政策

事業完了後おおむね5年を経過した次の事業実施地区を対象として、完了後の評価を実施した。

区 分	事 業 名	評価実施地区数
直 轄 事 業	国有林直轄治山事業 森林環境保全整備事業	1 17
補 助 事 業	民有林補助治山事業	1
国立研究開発法人事業	特定中山間保全整備事業	1
合 計		20

## 2 政策評価を担当した部局及びこれを実施した期間

評価の実施に当たっては、各森林管理局に設置している学識経験者で構成する森林管理局事業評価技術検討会、林野庁に設置している林野庁事業評価技術検討会及び水源林造成事業等評価技術検討会を開催し、専門的見地からの意見を聴取することにより客観性及び透明性の確保を図った。

### 1 評価担当部局

事業実施主体が収集・把握したデータ等をもとに、直轄事業の国有林直轄治山事業及び森林環境保全整備事業は各森林管理局において、民有林補助治山事業は林野庁森林整備部治山課において、特定中山間保全整備事業については林野庁森林整備部整備課において実施した。

(「事業評価担当部局一覧表」別添1)

### 2 評価実施期間

平成30年4月から平成31年3月

## 3 政策評価の観点

本評価においては、①費用便益分析の算定基礎となった要因の変化、②事業効果の発現状況、③事業により整備された施設の管理状況等について評価を行うとともに、これらに基づき必要性、効率性、有効性の観点から総合的かつ客観的に行った。

## 4 政策効果の把握の手法及びその結果

政策効果については、①費用便益分析の算定基礎となった要因の変化、②事業効果の発現状況、③事業により整備された施設の管理状況等の評価項目の点検により、総合的かつ客観的に把握した。

結果については、「地区別評価結果」(別添2)のとおりである。

#### 5 学識経験を有する者の意見の活用に関する事項

平成31年2月に各森林管理局において、学識経験者で構成する森林管理局事業評価技術検討会を、また、平成31年2月、3月に林野庁において、学識経験者で構成する林野庁事業評価技術検討会及び水源林造成事業等評価技術検討会を開催し、専門的見地からの意見を聴取することにより客観性及び透明性の確保を図った。

・完了後の評価実施地区について、費用便益分析にかかる効果算定、環境面等の技術的・専門的な分析結果は妥当である。

各森林管理局事業評価技術検討会及び林野庁事業評価技術検討会及び水源林造成事業等評価技術検討会の委員構成は、(別添3)のとおりである。

#### 6 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

本評価を行う過程において使用した資料は、「地区別評価結果」(別添2)である。

なお、上記資料は、林野庁ホームページで公表することとしている。

(<http://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/hyouka/30hyouka.html>)

各森林管理局事業評価技術検討会における資料等については、各森林管理局ホームページで公表することとしている。

([http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu\\_rinya/index.html](http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/index.html))

また、林野庁事業評価技術検討会及び水源林造成事業等評価技術検討会における資料等についても、林野庁ホームページで公表することとしている。

(<http://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/hyouka/gijyutu/index.html>)

その他の資料についての問合せ先は、「問合せ先一覧表」(別添4)のとおりである。

#### 7 政策評価の結果

評価の対象としたすべての事業実施地区について費用に見合う事業効果の発現が認められ、事業が妥当であることが確認された。

各事業実施地区の評価結果は、「地区別評価結果」(別添2)のとおりである。